



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年9月4日金曜日 第137号

## ◇ 目 次 ◇

県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧.....	(農地整備課) ...	700
県営土地改良事業の非農用区域内に換地する土地の指定.....	( " ) ...	700
保安林予定森林.....	(森林整備課) ...	700
解除予定保安林.....	( " ) ...	700
基本測量の実施の通知.....	(道路維持課) ...	701
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧.....	(都市計画課) ...	701
指定居宅サービス事業者の指定.....	(東予地方局地域福祉課) ...	701
指定介護予防サービス事業者の指定.....	( " ) ...	701
土地改良区役員の就退任の届出.....	(東予地方局農村整備課) ...	701
土地改良区の定款変更の認可(2件).....	( " ) ...	701
指定道路の指定.....	(東予地方局四国中央土木事務所) ...	701
道路の区域変更(県道興居島循環線).....	(中予地方局管理課) ...	702
開発行為に関する工事の完了.....	(中予地方局建築指導課) ...	702
土地改良区の定款変更の認可.....	(南予地方局農村整備課) ...	702

## 告 示

### ○愛媛県告示第988号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、宇和島市三間町三間中間、津島町下畑地・増穂地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

令和2年9月4日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業(農業用道路整備事業・宇和島地区)変更計画書の写し

#### 2 縦覧期間

令和2年9月7日から10月6日まで

#### 3 縦覧場所

宇和島市役所三間支所及び津島支所

### ○愛媛県告示第989号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第3項において準用する同法第53条の2第1項の規定に基づき、高橋忠親の次の従前の土地を非農用区域内に換地する土地として指定した。

令和2年9月4日

愛媛県知事 中村時広

所 在	地 番	地 目	地 積
西条市小松町大頭長塚	甲861	田	2,184㎡のうち 960㎡

### ○愛媛県告示第990号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年9月4日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 保安林予定森林の所在場所

今治市朝倉上甲149の1、甲149の2、甲3028の4、乙82の6

#### 2 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

朝倉上甲149の1・甲149の2・甲3028の4・乙82の6(以上4筆について、次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### ○愛媛県告示第991号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年9月4日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 解除予定保安林の所在場所

今治市大三島町台1298の1・1302の1(以上2筆について、次

の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

3 解除の理由  
水道事業用地とするため  
(「次の図」は省略し、その図面は愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 1 作業種類 基本測量(水準測量)
- 2 作業期間 令和2年9月11日から  
令和3年2月28日まで
- 3 作業地域 松山市、今治市、新居浜市、西条市、四国中央市

○愛媛県告示第992号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。  
令和2年9月4日  
愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第993号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、松山広域都市計画地区計画の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。  
令和2年9月4日  
愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第994号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。  
令和2年9月4日  
愛媛県東予地方局長 齊藤直樹

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会福祉法人名石会	大島シーサイド	愛媛県今治市吉海町臥間46番地2	令和2年7月1日	特定施設入居者生活介護
有限会社GOHAN	おむすび	愛媛県四国中央市上分町344番地1	令和2年7月1日	訪問介護

○愛媛県告示第995号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。  
令和2年9月4日  
愛媛県東予地方局長 齊藤直樹

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会福祉法人名石会	大島シーサイド	愛媛県今治市吉海町臥間46番地2	令和2年7月1日	介護予防特定施設入居者生活介護

○愛媛県告示第996号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、今治市土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。  
令和2年9月4日  
愛媛県東予地方局長 齊藤直樹

○愛媛県告示第997号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、今治市土地改良区の定款の変更を認可した。  
令和2年9月4日  
愛媛県東予地方局長 齊藤直樹

就任

役員の種類	氏名	住所
監事	河上和則	今治市東村2丁目1番25号

○愛媛県告示第998号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、今治市頼田川土地改良区の定款の変更を認可した。  
令和2年9月4日  
愛媛県東予地方局長 齊藤直樹

退任

役員の種類	氏名	住所
監事	砂原吉隆	今治市東村3丁目2番30号

○愛媛県告示第999号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和2年9月4日

愛媛県東予地方局長 齊 藤 直 樹

- 1 指定道路の種類  
建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日  
令和2年8月20日

- 3 指定道路の位置  
四国中央市中曾根町字溝又1507番の一部、1508番1の一部及び1510番1の一部
- 4 指定道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 34.35メートル
  - (2) 幅員 4.75メートル

○愛媛県告示第1000号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
令和2年9月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	興居島循環線	松山市泊町1305番3	旧	メートル 3.4～5.0	キロメートル 0.012	
			新	4.9～5.4	0.012	

○愛媛県告示第1001号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。  
令和2年9月4日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
2 中局建（開）第20号 令和2年8月27日	伊予郡松前町大字西高柳字梅木335番7、335番6	伊予郡松前町西高柳335番地1 有限会社アットホーム

○愛媛県告示第1002号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、  
八幡浜市真穴土地改良区の定款の変更を認可した。  
令和2年9月4日

愛媛県南予地方局長 河 瀬 利 文